第６章　株主の権利の変更と新株発行
第１節　更生会社による株式の取得
更生会社は、次の各号に定めるとおり、その発行する株式の全部（第７章第１節の定めに従って発行される募集株式を除く）を無償で取得する。
１　更生会社が取得する株式の数
96,000株（発行済み株式の全部）
２　更生会社が前号の株式を取得する日
第７章第１節の定めに従って発行される募集株式に係る出資の履行がされた日（以下「募集株式効力発生日」という）
第２節　株式の消却
更生会社は、募集株式効力発生日において、前節の定めに従って取得した自己株式の全部を消却する。
第３節　資本金の額等の減少
更生会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額及び資本準備金の額を減少する。
１　減少する資本金の額
330,006,000円（資本金の全額）
２　減少する資本準備金の額
300,006,000円（資本準備金の全額）
３　資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
募集株式効力発生日
第７章　募集株式を引き受ける者の募集
第１節　払込による募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。
会社法第199条第１項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
１　募集株式　普通株式
２　募集株式の数　200株
３　募集株式の払込金額　１株50,000円
４　募集株式と引換えにする金銭の払込期間
更生計画認可決定確定の日から１ヶ月を経過する日までの間。但し、合理的な理由がある場合には、管財人は、裁判所の許可を得て当該払込期間を延長することができる。
５　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　10,000,000円
増加する資本準備金　０円
６　募集株式の割当て
募集株式はすべて南総倶楽部に割り当てる。
第２節　剰余金の配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。
第３節　株式の譲渡
株主総会は、会社法第136条または同法第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。
第８章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達（省略）
第２節　予想超過収益金の使途（省略）
第３節　共益債権と弁済方法（省略）
第９章　定款の変更
更生会社の定款を別表17（省略）「株式会社南総カントリークラブ定款」に記載のとおりに変更する。但し、同定款第６条の変更は、第６章第１節の定めによる募集株式効力発生日に効力を生ずるものとする。
第10章　役員の選任等
１　取締役の選任
次の者を取締役に選任する。
藤本　　勇（管財人補佐・一般社団法人南総倶楽部理事）
広見　　誠（一般社団法人南総倶楽部理事）
片田恭一郎（同上）
金子　航二（同上）
中　　眞久（同上）
駒井　俊雄（同上）
２　監査役の選任
次の者を監査役に選任する。
横松欣次郎（一般社団法人南総倶楽部監事）
３　代表取締役の選定
次の者を代表取締役に選定する。
中　　眞久（住所東京都江戸川区小松川二丁目５番６－５号）
４　任期
取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定の日から１年または更生計画認可決定の日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
上記の任期内に役員の変更、補充または増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任または選定する。
変更または補充により選任または選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
第11章　本店の変更
更生会社の本店所在地を、下記のとおりに変更する。
記
千葉県市原市上高根1683番地１
第12章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）
第13章　その他の事項（省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３４号
群馬県前橋市青柳町894番地３
再生債務者　都丸　隆行
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月29日から平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第３６号
福岡県小郡市小郡1311番地３
再生債務者　吉浦　恵美
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月25日から平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２３年（再イ）第３号
宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神246番地７
再生債務者　平　　誠二
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２３年（再イ）第２６号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘３丁目９番地16
再生債務者　坂田恵美子（旧姓長沢）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（再イ）第３２号
川崎市麻生区高石２丁目27番９号　ＴＭハウス106
再生債務者　小野　和人
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再イ）第３５号
川崎市宮前区菅生２丁目５番42―602号
再生債務者　長谷川健二
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再イ）第２０号
神奈川県横須賀市二葉２丁目26番15号
再生債務者　小島　泰雄
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部